

## 運営協議会における合意形成のあり方に対する意見

東京ハンディキャブ連絡会

### 1. 運営協議会の開催および協議実態

#### <現状①>

更新又は新規登録が無いと運営協議会が開催されないことがあり、一年間以上開催されない例もある。また、新規登録のための協議を依頼しても、運営協議会の開催を渋ったり、更新協議等の日程にあわせて行なおうとするため、長期にわたって申請が保留される場合がある。

#### <提案①>

新規登録の申し出があった場合は、速やかに運営協議会を開催することを自治体の責務として義務付け、運営協議会開催までの標準対応期間を設定する。万一、それが滞った場合にはみなし登録制度を設定し、利用者サービスの利便性を確保する。

#### <現状②>

自家用有償運送の必要性の協議は、運営協議会で行うべき内容にも係わらず、自治体の担当者の勝手な判断又は委員候補対象者の出席拒否により開催されない場合がある。

#### <提案②>

<提案①>が実行されれば改善可能。

#### <現状③>

施行規則にあわせて委員を選定するため、道路運送法や自家用有償運送に対する基本的知識が無い委員を無理に選任する場合があり、出席が形式化している場合がある。

#### <提案③>

自治体担当者・委員向けの共通手引き書等の作成し、主宰者側が学習の場を設定するなど知識と情報の共有化が可能となる仕組みを作る。そのことを通して、委員としての責務の自覚を促す。

#### <現状④>

有償運送の登録更新期間と自治体の担当者の異動期間の違いのため、自治体担当者の引き継ぎや学習がうまくいかず、道路運送法の知識や過去の経緯が伝わらない場合がある。そのため、議論の蒸し返しが起きてしまう場合がある。

#### <提案④>

<提案③>が実行されれば、改善可能。

#### <現状⑤>

他の市区町村の運営協議会で協議が整っている場合でも、同一内容について再度協議を行ったり、申請内容の変更を求められたりする。

<提案⑤>

複数の市区町村に申請する場合の手続きの簡略化または広域登録制度の設定。

## 2. 運営協議会の合意形成の実態

<現状①>

客観的資料で十分判断可能とされる事項であっても、細部にわたって質疑を行う場合がある。

<提案①>

資料によって判断されるものは、協議対象とせず自治体担当者又は運輸支局の登録時において確認するものとする。

<現状②>

委員による全会一致による合議制を採用している場合、ことさら反対のための反対や、細部にわたる質疑を繰り返し、協議の遅延、混乱をおこしている場合がある。

<提案②>

多数決による協議成立を推奨する。

<現状③>

登録更新時に新規登録時又は前更新時と団体の運営状況等がかわらない場合でも、また一から協議を行う例がある。

<提案③>

登録内容が軽微な変更以下の場合は、更新のための運営協議会における協議を省略することができるようにする。

## 3. 運営協議会の協議において検討を要する事項について

<現状①>

自家用有償運送の必要性について、自家用有償運送実施団体だけの資料で判断したり、一般タクシーの資料だけで判断したりすることがあり、地域の現状や利用者の生活実態や利用実態に即していない場合がある。

<提案①>

福祉タクシー及び介護タクシーの運行台数と運行件数をもとに必要性を一律に判断できるようにする。例えば、交通バリアフリー法での福祉タクシーの導入目標数値を達成するまでは必要性ありと判断するとか、都道府県毎の福祉タクシーの目標数値を設定し、不足している場合には、有償運送を認めるものとするなど、移動の必要量を簡便かつ客観的な指針を提示する。

<現状②>

自家用有償旅客運送の申請に関わるすべての事項について運営協議会において協議されなくてはならないように解釈され、協議の必要のない事項まで議題にあげられることにより、協議の長時間化や追加資料の作成など過度な負担が課せられる場合がある。こうしたことから、所謂、ローカルルールが生まれてしまっている。

<提案②>

運営協議会で法的に協議が必要な事項を明確にし、それについて協議を整えることに最重点をおくべきものとする。もし、法的に根拠のないものについて、協議を行なう場合には、その旨を明確にし、当該事項を協議する必要があるかを議論したうえで行なうこととする。

<現状③>

利用者に対する居住条件の設定など、利用者の利便に反する条件が設定されることがある。また、この様な内容に関して、都道府県運輸支局の担当者が何ら助言しない。

<提案③>

道路運送法と自家用有償旅客運送の制定の趣旨に鑑み、利用者利便に反する規定は設定できないように明確にするとともに、支局担当者も積極的に助言するように指導する。

<現状④>

運営協議会の協議内容に異議がある場合の不服申し立ての仕組みが無い。

<提案④>

不服申し立てができる仕組みをつくる。